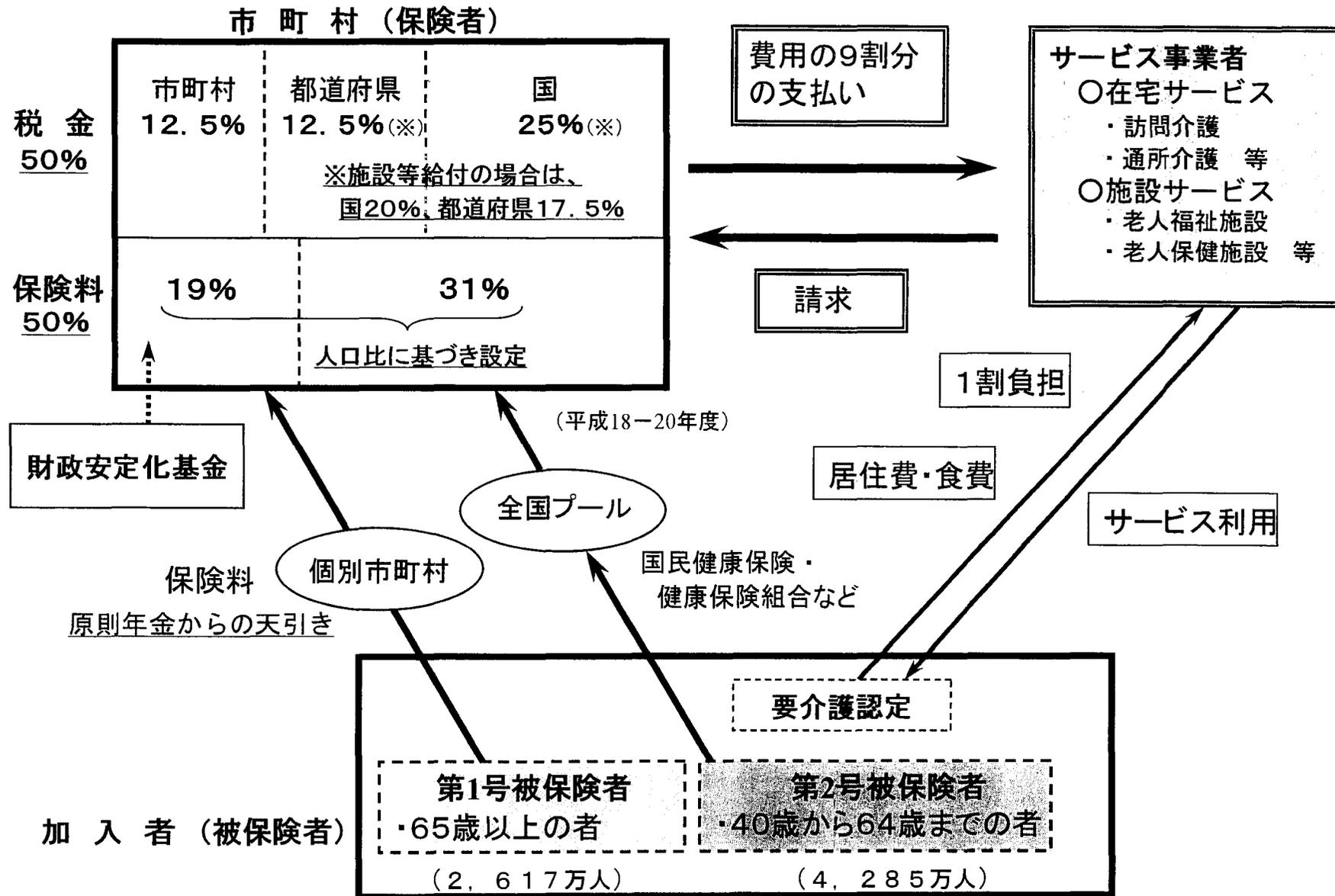


介護保険料の制度の概要等

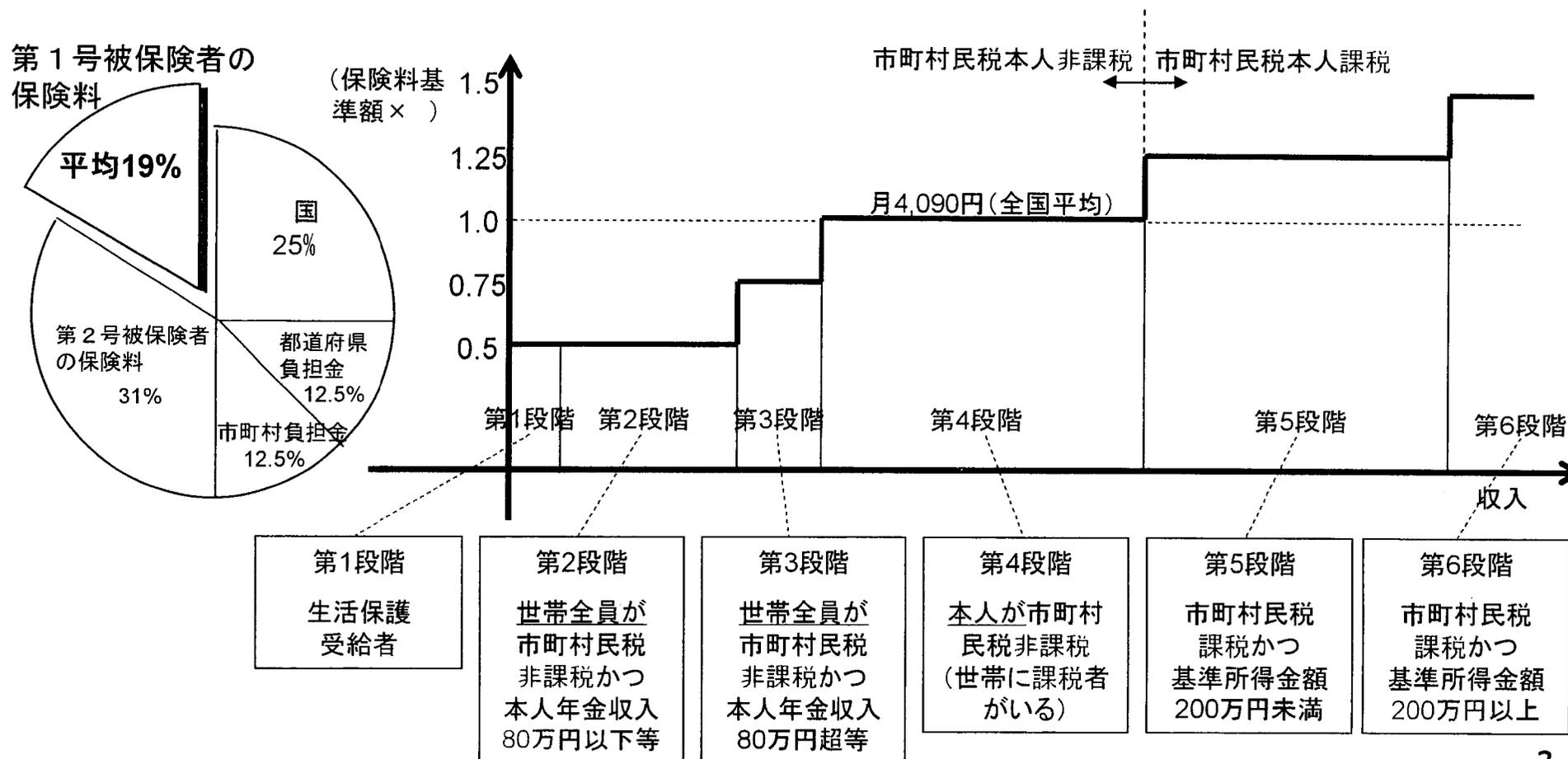
介護保険制度の仕組み



(注)65歳以上の者(第1号被保険者)及び40歳から64歳までの者(第2号被保険者)の数は、平成18年度の見込数(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」より)。

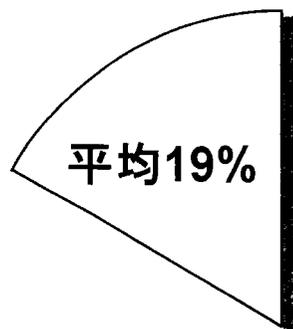
介護保険の第1号被保険者の保険料について

- 介護保険の給付費の50%を、65歳以上の高齢者と40歳～64歳の者の人口比で按分し、市町村（保険者）は、その約19%を高齢者に個人単位で課した介護保険料により賄う。
- この介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。（標準は6段階）



1人当たりの介護保険料額の計算のポイント

第1号被保険者が
収納すべき保険料総額



÷

第1号被保険者数を
補正した数

=

4,090円

第3期(平成18~20年度)
(全国平均)



$$=A人 \times 0.5 + B人 \times 0.75 + C人 \times 1.0 + D人 \times 1.25 + E人 \times 1.5$$

保険料段階	第1、2	第3	第4	第5	第6
人数	A人	B人	C人	D人	E人

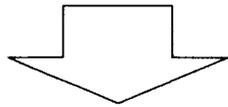
- ・第1,2段階の者は、0.5人分としてカウント
- ・第3段階の者は、0.75人分としてカウント
- ・第4段階の者は、1.0人分としてカウント
- ・第5段階の者は、1.25人分としてカウント
- ・第6段階の者は、1.5人分としてカウント

介護保険料が段階別設定制度である趣旨について

第1号介護保険料は定額

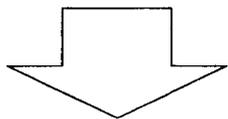
【考え方】

- ・自立した高齢者が、共通の介護リスクに対応するため、保険料を拠出し合う(応益性)



低所得者に配慮し段階別に設定

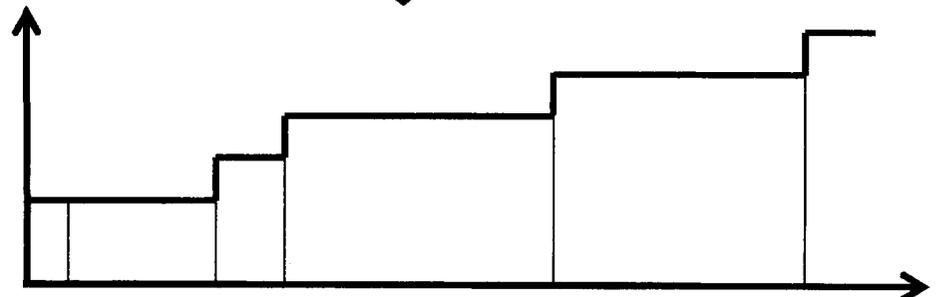
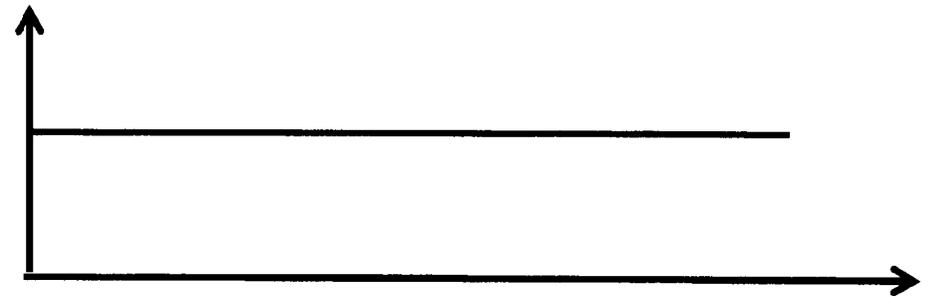
(その際、世帯の負担能力にも着目)



負担能力を判断する指標として、個人住民税の課税の有無等を使用

【考え方】

- ・市町村の所得捕捉等に係る事務負担に配慮。
(既存の個人住民税の課税情報を用いる。)

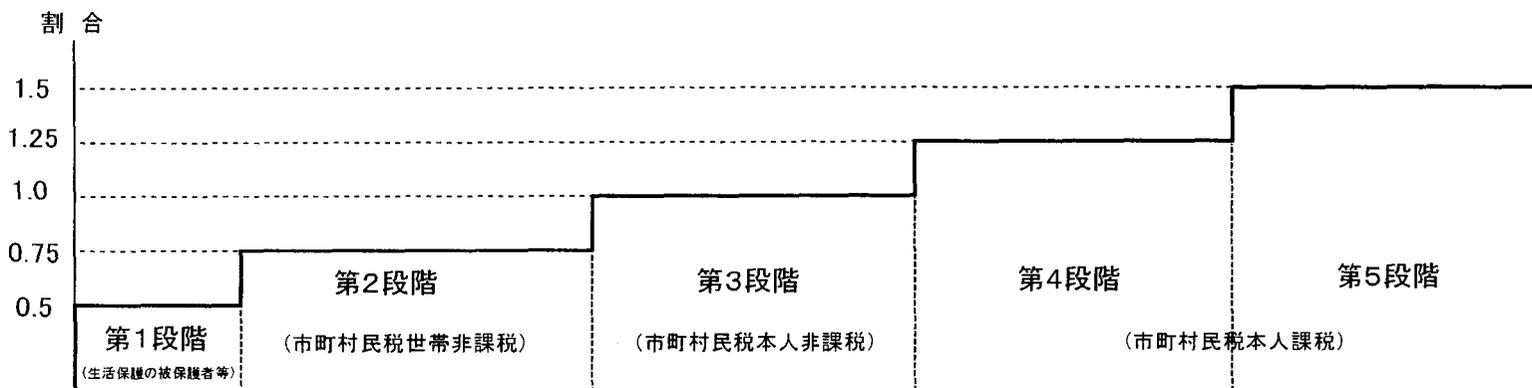


個人住民税 非課税 ← | → 個人住民税 課税

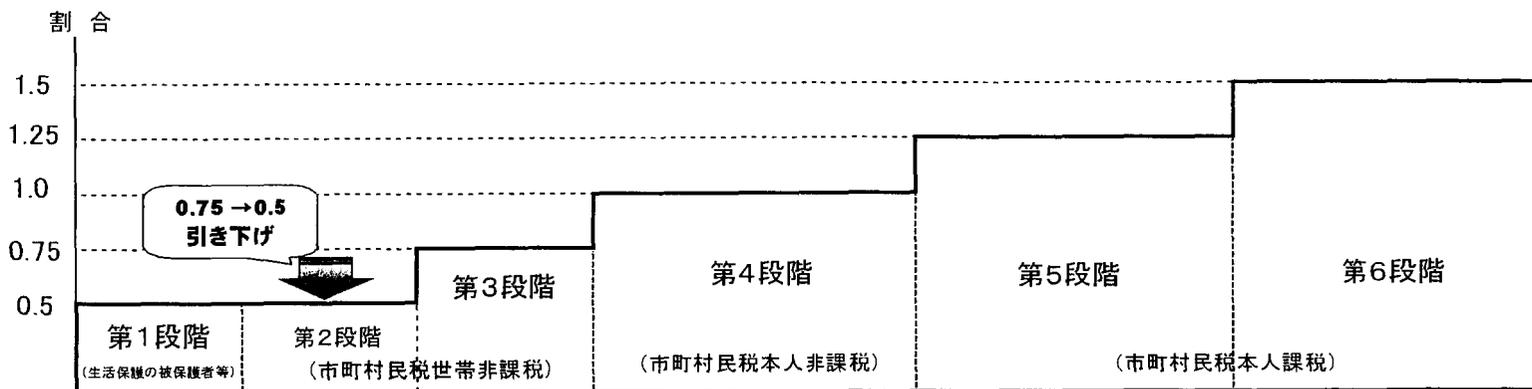
平成17年改正における保険料段階の見直し①（新第2段階の創設）

$$\text{（個人の保険料額）} = \text{（各市町村ごとの保険料基準額）} \times \text{（割合）}$$

○第2期（平成15年度～17年度）の保険料段階



○第3期（平成18年度～20年度）の保険料段階



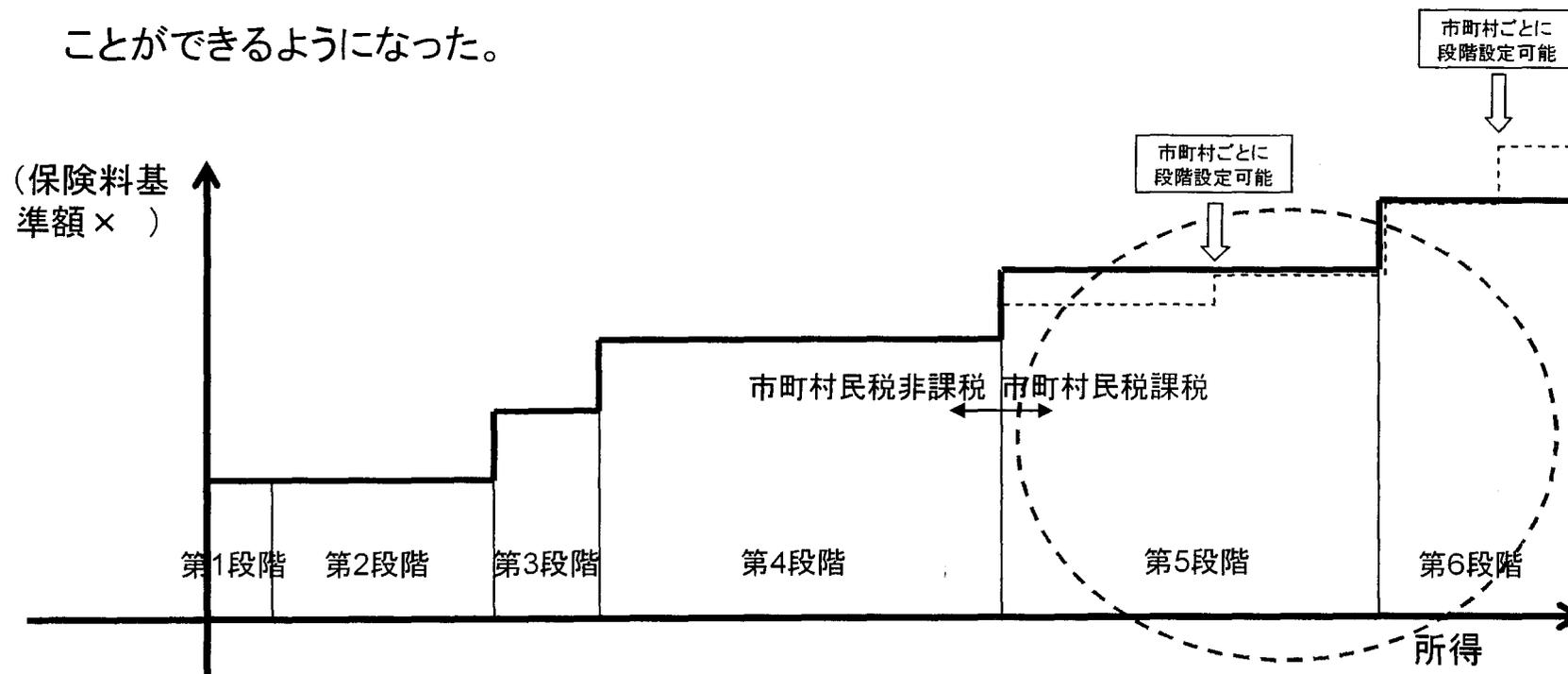
※第2段階対象者…市町村民税世帯非課税で年金収入が80万円以下の者など
 第3段階対象者…市町村民税世帯非課税で第2段階に当たらない者

平成17年改正における保険料段階の見直し②（段階区分設定の弾力化）

○ 保険料の段階区分設定の弾力化

制度改正前は市町村民税が課税されている層は原則2区分（市町村の裁量により最大3区分）

→ 制度改正後は、市町村が被保険者の所得状況に応じ、きめ細かな保険料段階の設定を行うことができるようになった。



公的年金受給者(65歳以上夫婦世帯)の場合の個人住民税均等割非課税限度額

- 公的年金等控除の縮小[140万円→120万円] (平成16年度改正)
- 高齢者の非課税限度額の廃止 (平成17年度改正)

(平成18年度分以後の個人住民税について適用)

平成17年度	266.6万円
平成18年度	生活保護1級地－211.0万円
	生活保護2級地－201.9万円
	生活保護3級地－192.8万円

級地制度は、生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした制度

1級地・・・大都市及びその周辺
(23区、政令指定都市、3大都市圏の大きな市等)

2級地・・・県庁所在地をはじめとする中都市

3級地・・・その他の市町村

公的年金受給者(65歳以上夫婦世帯)の個人住民税均等割非課税限度額の計算式

平成17年度

$$\text{収入金額} - \text{公的年金等控除額} \leq \text{高齢者非課税限度額(125万円)} \\ \text{(最低保障額140万円)}$$

平成18年度

(1級地では211.0万円)

$$\text{収入金額} - \text{公的年金等控除額} \leq \text{(世帯人数)} \times \text{均等割額} + \text{基礎控除額} \\ \text{(最低保障額120万円)}$$

35万円 × 2人 + 21万円 (1級地)

31.5万円 × 2人 + 18.9万円 (2級地)

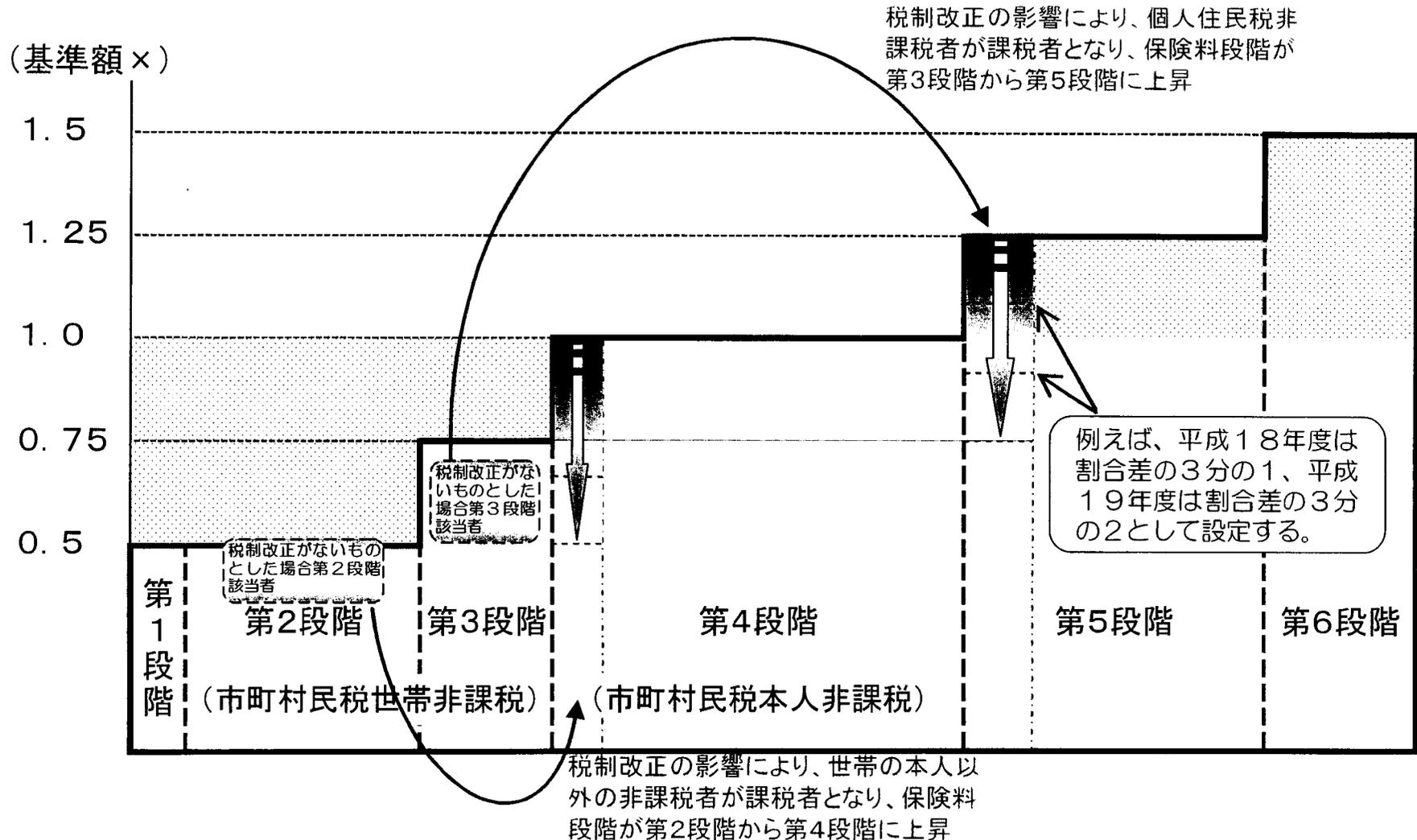
28万円 × 2人 + 16.8万円 (3級地)

税制改正の影響と激変緩和措置について

《保険料基準額に乗じる割合の設定について》

激変緩和措置対象者については、平成18年度及び平成19年度において、保険料基準額に乗じる割合を引き下げることができることとする。

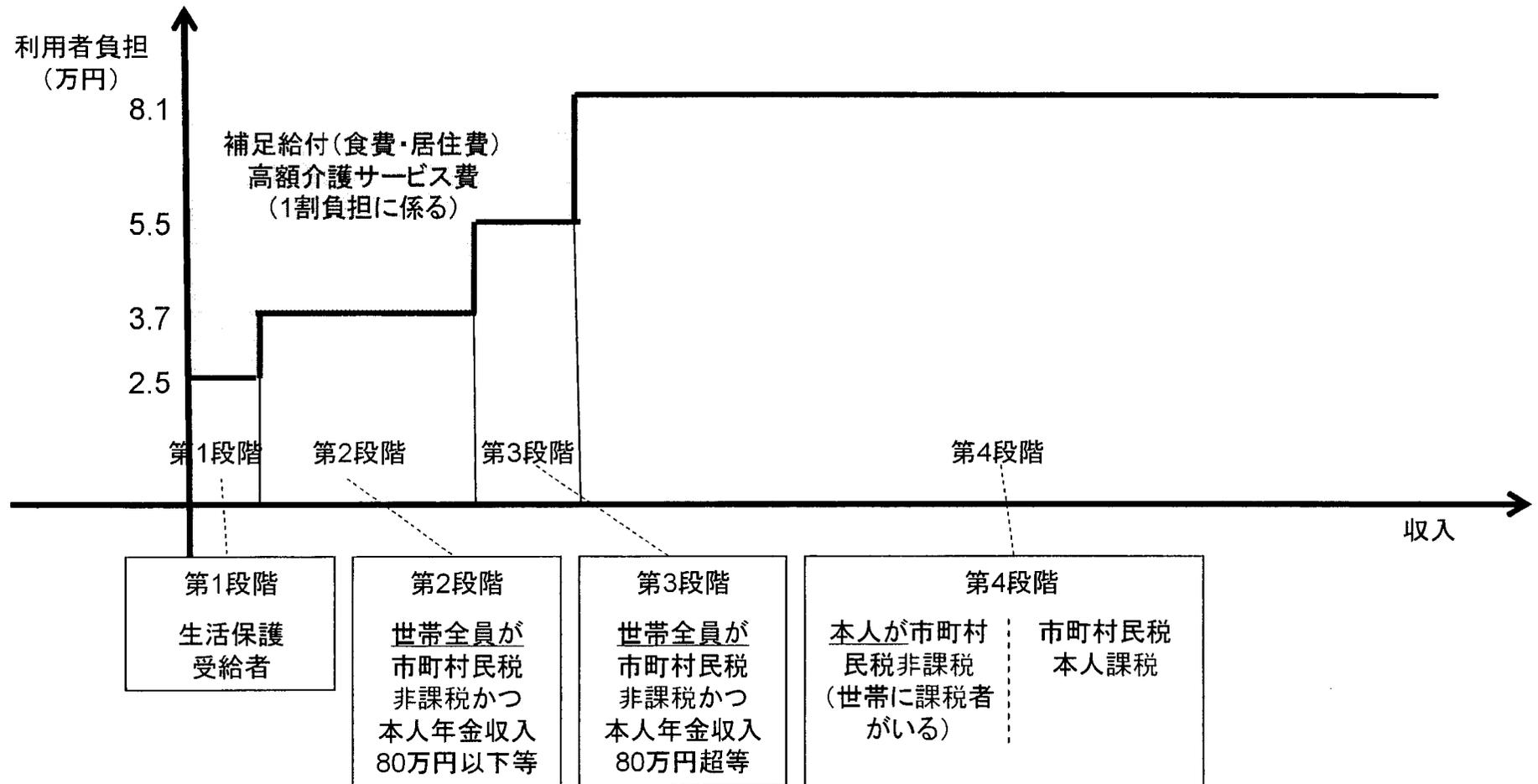
○設定イメージ（激変緩和措置対象者は抜粋）



介護保険施設の利用者負担について

○ 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所する要介護者は、原則として施設サービスの費用の1割のほか、食費及び居住費を負担する。

〈夫が特別養護老人ホームの多床室に入っている場合〉



特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[平成17年10月以前] ⇒ [現 行]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に	
							居住費	食費
第1段階 例) 生活保護受給者等	2.5 (4.5-5.5)	1.5	- (2.0-3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
第2段階 例) 年金80万円以下(年額)の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
第3段階 例) 年金80万円超211万円以下(年額)の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
第4段階 例1) 年金211万円超(年額)の者 例2) 本人は非課税だが世帯に課税者がいる者	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6	8.1 (13.1)	2.9 (2.9)	利用者と施設の契約により設定	
					(参考)標準的なケース			
							1.0 (6.0)	4.2

利用者負担の上限を設定

- 注1) 表中の () 内は、ユニット型の個室の場合
 注2) 要介護5・甲地のケース
 注3) 平成17年10月以前の1割負担については、平成17年9月当時の介護報酬を基に機械的に試算したものである。
 注4) 例) は、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がない、夫婦(生活保護級地区分1級地)のケースを記載。
 なお、年金211万円については、単身で、寡婦・寡夫の場合は年金245万円、その他の場合は年金155万円となる。
 注5) 高齢者夫婦2人暮らしで一方がユニット型の個室に入る利用者負担第4段階の者であって、残された配偶者の収入、資産が一定額以下となる場合には、第3段階とみなして負担軽減を図る。
 注6) 税制改正に伴う利用者負担段階の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る激変緩和措置の対象者に関し、
 (1) 利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、
 (2) 利用者負担段階が1段階上昇する者については、社会福祉法人による軽減措置を適用し、その負担軽減を図る。

参照条文(介護保険法関係)

○介護保険法

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 (略)

◎介護保険法施行令

標準的な6段階設定

(保険料率の算定に関する基準)

第38条 各年度における保険料率に係る法第129条第2項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(…)

(1)その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(…「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2)要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 要保護者であって、…

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であって、…前年中の公的年金等の収入金額及び…前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり…

ロ 要保護者であって、…

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であって、…

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ …地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、…

五 次のいずれにも該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額(省令で200万円)未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、…

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2 前項の基準額は、計画期間(法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3~7 (略)

多段階設定

(特別の基準による保険料率の算定に関する基準)

第39条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ～ハ (略) (38条と同じ)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ、ロ (略) (38条と同じ)

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ、ロ (略) (38条と同じ)

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ、ロ (略) (38条と同じ)

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村で定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

2 市町村は、前項の規定により、同項各号に規定する割合、同項第五号イ及び第六号イに規定する額並びに同項第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じた定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

3～7 (略)

保険者は、課税層に関して自由に区分を定められる。

- ・ 一号から四号までの対象者の定義は法令で定まっており、保険者の判断で対象者の定義を変えることはできない。
- ・ それぞれの区分における保険料の乗率は標準として定められているものであり、保険者の判断で変更が可能。

参照条文(所得税法関係)

○所得税法

(雑所得)

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいづれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3 (略)

4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円とする。

一 五十万円

二 その年中の公的年金等の収入金額から前号に掲げる金額を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額

ロ 当該残額が三百六十万円を超え、七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額

ハ 当該残額が七百二十万円を超える場合 百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

○租税特別措置法

(公的年金等控除の最低控除額等の特例)

第四十一条の十五の二 年齢が六十五歳以上である個人が、平成十七年以後の各年において、その年中の所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等(以下この項及び次項において「公的年金等」という。)の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同条第四項(同法第百六十五条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」とする。

2~4(略)

参照条文(地方税法関係)

○地方税法

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税(第二号に該当する者にあつては、第328条の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課することができない。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- 一 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 分離課税に係る所得割につき前項第一号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。
- 3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～一三 (略)

十三 合計所得金額 第三百十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

(所得割の課税標準)

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二条第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。

○所得税法

(課税標準)

第二十二条 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 総所得金額は、次節(各種所得の金額の計算)の規定により計算した次に掲げる金額の合計額(第七十条第一項若しくは第二項(純損失の繰越控除)又は第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

- 一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(第三十三条第三項第一号(譲渡所得の金額の計算)に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び雑所得の金額(これらの金額につき第六十九条(損益通算)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額

○地方税法施行令

(法第295条第3項に規定する政令で定める基準)

第47条の3 法第295条第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市町村の条例で定める金額は、法第295条第3項に規定する法の施行地に住所を有する者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額)とするものとする。
- 二 前号の基本額として定める一定金額は、35円を超えない範囲内において、35万円に、生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分(前年の12月31日における地域の級地区分とする。)ごとに、総務省令で定める世帯につき前年において同法第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものに乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。
- 三 第一号の加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において、21万円に、前号に規定する総務省令で定める率で当該市町村が前年の12月31日において該当した同号に規定する地域の級地区分に係るものに乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

○地方税法施行規則

(政令第47条の3第2号に規定する総務省令で定める世帯等)

第9条の2の3 政令第47条の3第2号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- 一 夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。
 - 二 借家に居住する世帯であること。
 - 三 収入のない世帯であること。
- 2 政令第47条の3第2号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分(前年の12月31日における地域の級地区分とする。)に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 一級地 1.0
 - 二 二級地 0.9
 - 三 三級地 0.8